

【1996年2月2日】「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案」について

労働省

労働省労働基準局労災管理課

課長 播 彰

課長補佐 羽毛田 守

「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案」について

労働者災害補償保険制度の改正については、本年1月8日、労働者災害補償保険審議会（会長 萩澤 清彦 中央労働委員会会長）に「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案要綱」を諮問し、1月22日、これを了承する旨の答申を得るとともに、1月26日、中央職業安定審議会（会長 高梨 昌 信州大学名誉教授）に同要綱を諮問し、同日、妥当と認める旨の答申を得たところである。

労働省においては、これを受けて、関係省庁と協議の上、「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案」を作成し、本日、同法律案の国会提出について閣議に付議し、閣議決定がなされた。

（参 考）

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案要綱

第一 労働者災害補償保険法の一部改正

- 一 審査請求をしている者は、審査請求をした日から三箇月を経過しても労働者災害補償保険審査官による決定がないときは、決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができるものとする。（第三十五条第二項関係）
- 二 不服申立て中の処分の取消しの訴えは、再審査請求後三箇月を経過しても労働保険審査会による裁決がない場合に限り提起することができるものとする。（第三十七条関係）

第二 雇用保険法の一部改正

- 一 審査請求をしている者は、審査請求をした日から三箇月を経過しても雇用保険審査官による決定がないときは、決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができるものとする。（第六十九条第二項関係）
- 二 不服申立て中の処分の取消しの訴えは、再審査請求後三箇月を経過しても労働保険審査会による裁決がない場合に限り提起することができるものとする。（第七十一

条関係)

### 第三 労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正

- 一 第一の一又は第二の一により労働保険審査会に対して再審査請求がされたときは、その決定を経ないで当該再審査請求がされた労働者災害補償保険審査官又は雇用保険審査官に対する審査請求は取り下げられたものとみなす等の措置を講ずるものとする。 (第十七条の二第三項及び第四十九条関係)
  - 二 労働保険審査会における審査体制の整備
    - イ 労働保険審査会は委員九人をもって組織するものとし、委員のうち三人は非常勤とすることができるものとする。 (第二十六条関係)
    - ロ 労働保険審査会の会長及び会長に故障があるときにその職務を代理する委員は、常勤の委員のうちから定めるものとする。 (第三十三条の二関係)
  - ハ 委員の増員等に伴い、労働保険審査会における議事に関する規定及び非常勤の委員の服務に関する規定の整備を行うものとする。 (第三十三条の三及び第三十五条関係)
  - ニ 労働者災害補償保険制度に関し関係労働者及び関係事業主を代表する者を、各六人指名するものとする。 (第三十六条関係)
- 三 労働保険審査会による労働保険審査官に対する差しもどしの制度を廃止するものとする。
- 四 罰金額について所要の引上げを行うものとする。 (第五十二条及び第五十三条関係)

### 第四 施行期日等

- 一 この法律は、平成八年七月一日から施行するものとする。
- 二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、特別職の職員の給与に関する法律について所要の規定の整備を行うものとする。 (附則第二条から第六条まで関係)

## 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案について

### 1 改正の趣旨

- (1) 労災保険給付に関する決定に対して不服がある被災労働者等については、その迅速かつ公平な保護を図るという観点から、裁判所の判断を仰ぐ前に、労災保険審査官への審査請求及び労働保険審査会への再審査請求という二段階の審査請求手続を設けている。

しかしながら、近年、「過労死」事案にみられるように審査請求事案が複雑・困難化

していることなどから、請求事案の処理期間が長期化する傾向にあり、その迅速処理が求められている。

(2) このような中で、先頃、最高裁判決において、労災保険法による二段階の審査請求手続の意義を認めつつも、国税通則法や健康保険法等にみられるような救済規定(第一段階の審査請求申立て後一定期間が経過しても決定がない場合に、再審査に段階を移して手続を進めることができる旨の規定)が置かれていないという問題点が指摘された。

(3) このため、労働省としては、労災保険制度における審査の迅速化を図るとともに、他制度の例を参考にして二段階の審査請求手続の趣旨をいかすために必要な法的整備を図ることとするものである。

なお、同様に二段階の審査請求手続を採っている雇用保険制度についても、同様の趣旨の改正を行うとともに、併せてこうした制度改正の実効性を確保するために必要な審査体制の整備充実を図るものとする。

## 2 改正の内容

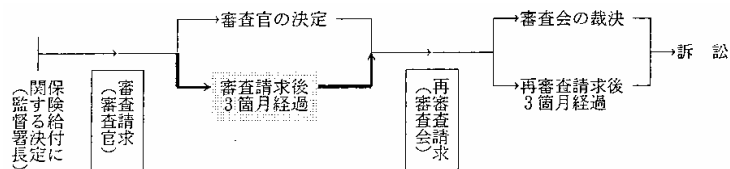
### (1) 審査官決定遅延時の救済規定の創設

労働保険制度における審査の迅速化を図るとともに二段階の審査請求手続の趣旨をいかすため、審査請求人は、審査請求後3か月を経過しても労働保険審査官による決定がないときは、労働保険審査会に再審査請求をすることができる旨の救済規定を創設する。

### (2) 労働保険審査会における審査体制の整備充実

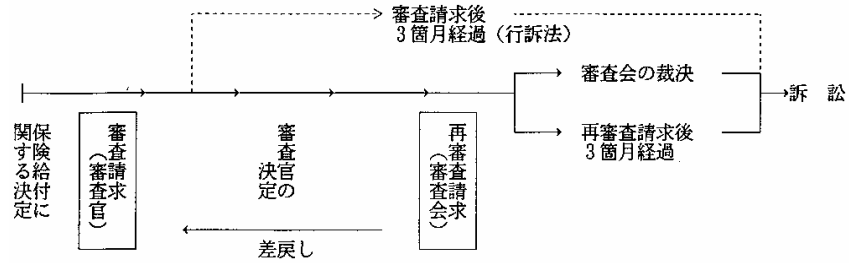
労働保険審査会における審査の迅速化を図るため、労働保険審査会の委員を9名(現行6名)とし、うち3名は非常勤とすることができるものとするとともに、これに対応して労災保険制度に関する参与を労使各6名(現行労使各4名)とする。

(3) その他所要の規定の整備を図るとともに、施行期日は、平成8年7月1日とする。

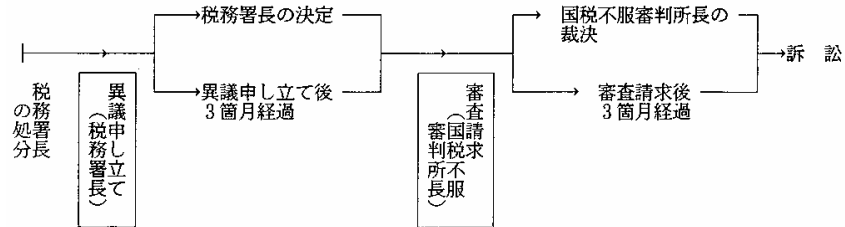


# 不服審査請求と訴訟の関係

## 1.労働者災害補償保険法（現行）



## 2.国税通則法



## 3.健康保険法

